

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美
東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB3.0 InGaAs近赤外線カメラ
型番	ARTCAM-990SWIR
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基いて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応		(1 / 3)		貨 物 名： USB3.0 InGaAs近赤外線カメラ	
別1項番		次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）		メーカー名： 株式会社アートレイ	
				型及び銘柄： ARTCAM-990SWIR	
		注 釈		判 定 欄	
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物		【○】	
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※		[-]	
ロ イメージ増強管		※		[-]	
ハ イメージ増強管又はその部分品		※		[-]	
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルブレーションアレイであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				【○】	
（一） 次のいずれかに該当するもの				【○】	
1 熱型でないフォーカルブレーションアレイであつて、 次のいずれかに該当するもの				【○】	
一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの				[-]	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				[-]	
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの				[-]	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				[-]	
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				【○】	
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。）		除外		《-》	
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの				[-]	
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの				[-]	
五 要素素子 を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				[-]	
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの				【×】	
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【×】	
ロ 要素素子の数が32を超えるもの				【○】	
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルブ レーションアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの				[-]	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (2 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				
（一） 次のいずれかに該当するもの				
（二） 次のいずれかに該当するもの				
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの			[○]	数値（ ）
2 イリジウムシリコンを用いたもの			[-]	
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの			[-]	数値（ ）
であつて、素子の数が256未満のもの		ひ		
4 砒化インジウムを用いたもの		※砒	[-]	
5 硫化鉛を用いたもの		ひ	[-]	
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの		※砒	[○]	
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキニングアレー			[-]	
であつて、次のいずれかに該当するもの				
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの			[-]	数値（ ）
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が2以下のもの			[-]	数値（ ）
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー			[-]	数値（ ）
であつて、素子の数が256未満のもの				
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの		ひ	[-]	数値（ ）
※砒				
10 熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの			[-]	数値（ ）
11 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれのの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が4,096以下のもの			[-]	数値（ ）
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの			[×]	数値（ 1250～1350nm ） 数値（ 1,280 ） 数値（ 1,310,720 ）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

$$(3/3)$$

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三	光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ホ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもののうち、二に該当するもの以外のもの (一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの	告示貨物	〔－〕	
	1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの		〔－〕	数値 ()
	一 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの		〔－〕	数値 ()
	二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔－〕	数値 ()
	2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの		〔－〕	数値 ()
	一 応答時定数が95ナノ秒以下のもの		〔－〕	数値 ()
	二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔－〕	数値 ()
	3 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		〔－〕	数値 ()
	4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。)	〔除外〕	《－》	数値 ()
	一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が3.8未満のもの		〔－〕	数値 ()
	二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの		〔－〕	数値 ()
	5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		〔－〕	数値 ()
	6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの		〔－〕	数値 ()
	一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔－〕	数値 ()
	二 要素素子の数が32を超えるもの		〔－〕	数値 ()
	(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレー であつて、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において 8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの		〔－〕	数値 ()
七の二	第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために 特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。）	〔除外〕	〔×〕 《－》	
作成年月日 2026年2月14日 作成責任者 会 社 名 株式会社アートレイ 所属・役職 技術部			判定結果	該 当
			該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [10(2)] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条1項第三号ニ] []	

*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

